

相楽東部広域連合社会教育委員公募要綱

平成29年2月22日
教育委員会要綱第3号

(趣旨)

第1条 この要綱は、相楽東部広域連合社会教育委員条例に基づく相楽東部広域連合社会教育委員のうち公募委員(以下「公募委員」という。)の公募について、必要な事項を定めるものとする。

(公募委員の数)

第2条 公募委員の数は、1名とする。

(応募要件)

第3条 公募委員として応募できる者は、次の各号に掲げる要件を備えていなければならない。ただし、国及び地方公共団体の議員及び職員は応募することができない。

- (1) 相楽東部広域連合管内に住所を有する者で満20歳以上の者
- (2) 生涯学習やスポーツ、文化活動などの実践経験者又は社会教育に関心、見識のある者
- (3) 相楽東部広域連合社会教育委員会会議に出席できる者

(応募の方法)

第4条 前条により応募をしようとする者は、相楽東部広域連合教育委員会教育長(以下「教育長」という。)が定める「相楽東部広域連合社会教育委員公募委員申込書」を提出するものとする。

(選考委員会)

第5条 公募委員を選考するため、相楽東部広域連合社会教育委員公募委員選考委員会(以下「選考委員会」という。)を設置する。

2 選考委員会は委員3名で組織し、委員は相楽東部広域連合教育委員会教育長及び、相楽東部広域連合社会教育委員、相楽東部広域連合教育委員会事務局職員から各1名を教育長が選任し、構成する。

3 選考委員会に委員長を置き、委員長は教育長とする。

4 選考委員会の会議は、教育長が招集する。

(選考の方法)

第6条 選考の方法は、応募者から提出された書類等に基づき、応募の動機、社会教育に関する知見及び家庭教育の向上に資する実践活動の内容を総合的に審査して行う。

(選考結果の通知)

第7条 教育長は、応募者本人に対して選考の結果を通知するものとする。

(庶務)

第8条 公募委員の募集及び選考に関する庶務は、生涯学習課において処理するものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

相楽東部広域連合社会教育委員公募委員申込書

相楽東部広域連合教育委員会 様

相楽東部広域連合社会教育委員の公募委員に応募したいので、以下のとおり申し込みます。

ふりがな 氏 名			
生年月日	年 月 日生（ 歳 ）	性 別	
住 所	〒 ー 電話（ ー ー ）		
職 業	(勤務先・学校名も併せて記入してください)		
応募の動機 （今回応募した理由、委員としてやりたいこと等を記入してください。）			
意 見 （生涯学習を進めるに当たっての意見・考え方を記入してください。）	(別紙に記載可)		
その他特記事項 （参考となる職歴、公職歴、資格等があれば、記載してください。）			

(注) 1 委員選任後、その方の氏名を公表します。
2 記載いただいた個人情報は、委員の選考のため利用し、その業務以外には使用しません。